

「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案」等について、以下のとおり意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和5年10月24日（火）～令和5年11月23日（木）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見提出数

6件

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

※ とりまとめの都合上、御意見の内容を適宜要約しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	建築基準法施行令の改正及び水質汚濁防止法の排水基準を定める省令の改正において大腸菌群数（3,000 個/cm³）を大腸菌数（800CFU/mL）に改める点について、885 から 800 への切り下げの幅は約 1 割となり、相当する大腸菌群数に戻すと許容限度が 2,700 個/cm³ に切り下げられることになります。 今回の改正は「指標の見直し」であり「大腸菌群数 3,000 個/cm³ 相当の大腸菌数の値を求めて設定すること」であって、許容限度の切り下げの必要性や切り下げによる影響は検討されていません。従って、大腸菌の許容限度は現行の大腸菌群数の許容限度 3,000 個/cm³ に相当する 885CFU/ml に設定されるのが本来であり、たとえ切り下げたとしても 880CFU/ml までとすることが適切であると考えます。	これまで細菌関係の基準値は有効数字 1 桁で定めているところであり、また、細菌関係の測定の科学的特性（計数データが対数正規分布となる）などから、今回の見直しにおいても大腸菌数の許容限度は有効数字 1 桁で定めることが妥当であると考えています。 また、排水実態調査において 800 CFU/ml を超える結果はなく、現在の排水処理方法において十分に遵守可能な値であることなどから、大腸菌数の許容限度を 800 CFU/ml とすることは妥当であると考えております。
2	大腸菌群数 3,000 個/cm³ 相当の大腸菌を求めるとしているのに対し、885 CFU/ml を切り捨て 800 CFU/ml とするのは規制強化になる。 残留塩素により水環境への影響が生じる可能性に配慮し、大腸菌群数 3000 個/cm³ 以下を確保しうる必要最小限の次亜塩素酸ナトリウムの注入にとどめる運転管理を行っている。885 CFU/ml を切り捨て 800 CFU/ml の排水基準となることにより、次亜塩素酸ナトリウムの使用量が増加することが予測されるが、次亜塩素酸ナトリウムの使用量が増加する事態は回避したい。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	水質汚濁防止法第 14 条第 1 項に基づく排出水の汚染状態の測定については、水質汚濁防止法施行規則第 9 条第 1 号において、「排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により届け出たもの（省略）については一年に一回以上（省略）行うこと」とされている。 これまで、別紙四の「排出水の汚染状態」の「種類・項目」に「大腸菌群数」を記載し、届け出ていた工場・事業場においては、今回の政省令の改正後は、「大腸菌数」の測定義務があるものと考えてよいか。「大腸菌数」の測定義務があると考えてよい場合は、その旨が明らかとなるよう、附則又は施行通知等において明らかにして頂きたい。	既に別紙四の「排出水の汚染状態」の「種類・項目」に「大腸菌群数」を記載し、届け出ていた工場・事業場においては、施行後は「大腸菌数」の測定が実施されることが望ましいと考えております。 今後、施行通知において適用関係について明確化させていただきます。
4	電気めっき業界においては、六価クロムの排水基準強化に向けて、様々な取り組みを行っているが、排水処理において課題がある。 国においても、事業者が導入可能な排水処理技術について、早期に調査研究・開発を促進し、その実用化・普及に係る資金調達、税制面でのご支援についてご検討いただきたい。 また、排水の実態、操業の状況、適用可能な排水処理技術の動向等を十分にご考慮頂き、暫定排水基準及び暫定期間の設定を要望します。	排水処理技術の調査研究・開発については、専門家から技術的な助言をいただきながら効果的な処理技術の開発を促進するため、関係省庁とも連携して引き続きフォローアップしてまいります。 また、今後の暫定排水基準の見直しに当たっては、各特定事業場における排出実態の把握を進めるとともに、排水濃度低減に向けた技術的な検討を進めた上で、必要な検討を行ってまいります。
5	六価クロムの排水基準値及び分析法が改正されるが、分析方法の改正（JIS K0102 → JIS K0102-3）についても施行猶予があるのか早期に明示いただきたい。	六価クロム化合物の分析方法の施行にあたり、経過措置は規定致しません。 公布から施行までに一定の期間を置きますので、御対応願います。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	混合物中に水質汚濁防止法の有害物質や指定物質が含まれている場合、その旨を SDS 等で川下ユーザーに伝達する義務、努力義務はあるか。あるとした場合、伝達すべき情報及び閾値はどの様に考えるべきか。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく SDS（安全データシート）制度については、所管省庁等に御確認のうえ、適切に御対応ください。